



介護での休暇等

休暇等の種類	内 容	該当する要介護者の範囲	有給・無給		
			常勤職員		非常勤職員
			有給	有給・無給 有期雇用・特任職員等	
介護休暇	4月～翌3月の年度内に5日 要介護2人以上の場合(10日(1日1時間又は1分単位))	○配偶者※1、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 ○同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	有給	有給	無給
介護休業※4	常勤職員 通算186日(対象家族1人につき3回まで)	○配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 ○同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子(同居はしていないものの泊まり込みにより介護をする場合も含む)	無給※2	無給※2	無給※2
	期間付職員 ※3 通算93日(対象家族1人につき3回まで)				
介護部分休業※4	○1日4時間まで ○連続する3年間において必要と認められる期間		勤務しない時間に準じて減額	勤務しない時間に準じて減額	勤務しない時間に準じて減額
時間外勤務の免除・制限※4	○時間外勤務を免除 ○時間外勤務を制限(24時間/月、150時間/年以内)				
深夜勤務の免除※4	深夜勤務(午後10時～翌日の午前5時)を免除				
早出遅出勤務※4	始業午前7時以降、終業午後10時以前の範囲で、始業・終業を変更。(30分又は1時間単位)				



※1 配偶者は事実婚、子は養子を含む。以下同じ。
 ※2 大学からの給与は支給されませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで)の支給があります。
 ※3 非常勤職員、有期雇用職員、再雇用職員、特任職員。
 ※4 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なりますので、詳細については「介護休業等に関する規則」(http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150021.pdf)等を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。



Q1 家族の介護が必要なのですが……。

介護休暇制度があります。要介護状態の家族がいる場合、5日(2人以上の場合は10日)の休暇がとれます。

Q2 要介護認定を受けていないと介護休暇または介護休業は取れないのでしょうか。

要介護認定を受けていない場合でも利用できます。介護休業を取得する場合は、病院が発行する診断書(介護が必要であることを証明するもの)を提出してください。介護休暇については必要書類はありません。

Q3 親を病院につれて行くので、午前中だけお休みをとりたいのですが？

介護休暇は1分単位で取得できますので、例えば午前中の3時間30分だけ介護休暇をとってお休みすることも可能です。

Q4 介護が長くなりそうですが……。

介護休暇の他に介護休業制度があり、通算186日(期間付職員は93日、対象家族1人につき3回まで)取得することができます。介護休業期間中は大学からの給与はありませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで、「基本給+手当(ボーナス除く)」の67%、ただし上限あり)の支給があります。休業中、無給であれば所得税や雇用保険料は免除されます。



Q5 家族の介護をしているので、研究の遅れが心配です。

介護中の研究者(男女とも)は、研究支援員制度を利用することができます。詳細は男女共同参画支援ステーションにお問い合わせください。



Q6 介護休業や、育児休業を取得する際の授業の引継が不安です。

教員が介護休業・育児休業を取得する場合には、講義および演習のための代替の非常勤講師手当(旅費を除く)を全学予算で措置することができます。詳細は所属する部局の事務担当にお問い合わせください。